

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告 示

○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件六件

四六

公 告

○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件
○都市計画を変更する件二件

四六
四七

告 示

福島県告示第六百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年十月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

渡部弥太郎 麻目佐助 芦ノ原坪共有総代五十嵐久平 小山マリ子 小山寅重 佐藤徳美 佐藤タカ 佐藤ブン 佐藤庄吉 佐藤政吉 佐藤要藏 佐藤喜三郎 室井モヨ 室井駒藏

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和七年農林水産省告示第千三百二十一号）によること。

福島県告示第六百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年十月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

阿部勇 阿部勇 佐藤儀八 児山幸男 児山重兵衛 星カヨ子 星リエノ 星栄一 星加名伊 星加名伊 星嘉名伊 星嘉名伊 星金治 星金良 星健一 星幸輔 星治良 星俊彦 星捷一 星正治 星正美 星正美 星清 星清 星忠三 星百代 星敏美 星保一 星榮一 大竹定藏 大竹留吉 大竹隆輔 大竹良雄 中村剛 中村富一 猪股一雄 湯田イセ 湯田一久 湯田一久 湯田俊一 湯田二三四郎 湯田二三四郎 芳賀沼善助 芳賀沼優一 君島操 君島弥七 山内弘吉 室井廣 室井ウメ 室井善吉 室井篤子 室井武夫 室井徳平 星亨 芳賀昭 芳賀茂 鈴木五郎八 鈴木秀雄 鈴木藤四郎 鈴木雄四郎 鈴木良吉 室井和昭 芳賀茂

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和七年農林水産省告示第千三百二十号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第六百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を須賀川市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年十月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

伊藤武志 伊藤勇 古川亀 勢至堂行政区 石井甲子治 石井周次 渡部準一 渡部忠勝 石井雅行 渡辺喜廣 柏木新八郎 酒井正 伊藤喜美雄 酒井清 石田三造 畠山一郎

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和七年農林水産省告示第千三百二十三号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を白河市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年十月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

永野政助 山口盈夫 沼田米吉 藤田廣 鈴木健 鈴木誠 鈴木茂 鈴木サツ 鈴木ミノ 鈴木安行 鈴木安行 鈴木郁郎 鈴木堅固 鈴木松吉 鈴木省吾 鈴木政助 鈴木政男 鈴木正三 鈴木正三 鈴木誠吉 鈴木敏光 鈴木茂美 鈴木雄彦 鈴木頼一郎 鈴木里路 鈴木亮一 鈴木盈男

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和七年農林水産省告示第千三百二十五号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を柳津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年十月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

菊地フチイ 金子勝寿 榊原昭宏 秋山善光 渡部文衛 岩淵徳次 吉田マサ子 古生隆一 佐々木剛 佐藤進 佐藤ナミ 佐藤希志男 佐藤源治 佐藤源造 佐藤千枝子 佐藤寅雄 佐藤留夫 佐野光子 新井田幸一 新井田由伊 西村昇 倉本安次 倉本伝一 倉本爲吉 大平教団 鶴見一郎 鶴見勝己 渡部重正 五十嵐通 田村

嗣次 渡部長吉 白坂榮 岩淵俊正 岩淵寅次 田崎吉平 田崎竹義 株式会社福島県農工銀行 佐藤郡衛 佐藤博子 天野一雄

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和七年農林水産省告示第千三百十八号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を伊達市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年十月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

齋藤興七 高井富士雄 高木喜八 高木吉蔵 高木久四郎 高木四郎 高木市四郎 高木尚三郎 高木庄兵エ 高木又四郎 佐藤師 佐藤ハツ 佐藤銀治 佐藤正治 佐藤孫二 佐藤大二郎 佐藤鉄太郎 菅野昂 菅野運作 菅野錦吾 菅野錦三 菅野勝治郎 菅野忠愛 太田シマ 長根隆蔵 渡辺一 渡辺吉助 渡辺吉蔵 渡辺識蔵 南嵩登 野崎武男 野寄勝男

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和七年農林水産省告示第千三百二十二号）によること。

（森林保全課）

公 告

公告第百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

令和七年十月十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

いわき市勿来地区土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 小宅 光明 いわき市沼部町石畑三三番地の二

(農村計画課)

公告第百九十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、双葉都市計画公園を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 新たに都市計画に含まれる土地の区域

双葉郡双葉町のうち、大字両竹字増田、大字中野字高田及び字羽山前の各一部の区域

二 都市計画から除外される土地の区域

双葉郡双葉町のうち、大字中浜字本町、字西川原、字南川原、大字両竹字北細田、字細田、大字中野字宮ノ脇、字高田及び字羽山前の各一部の区域

三 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課、福島県相双建設事務所復旧・復興部復興祈念公園・海岸課、双葉町建設課

四 縦覧期間

令和七年十月十日から同月二十四日まで

五 意見書の提出

双葉都市計画公園を変更する案について、双葉町の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県土木部都市総室都市計画課、福島県相双建設事務所復旧・復興部復興祈念公園・海岸課又は双葉町建設課を経由して、四に掲げる期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第百九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、浪江都市計画公園を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 新たに都市計画に含まれる土地の区域

双葉郡浪江町のうち、大字両竹字庄司口、字北庄司口、字的場、字本町、字森合及

び大字中浜字西川原の各一部の区域

二 都市計画から除外される土地の区域

双葉郡浪江町のうち、大字両竹字蛭田、字原田、字庄司口、字北庄司口、字的場、字本町、字森合及び大字中浜字西川原の各一部の区域

三 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課、福島県相双建設事務所復旧・復興部復興祈念公園・海岸課、浪江町建設課

四 縦覧期間

令和七年十月十日から同月二十四日まで

五 意見書の提出

浪江都市計画公園を変更する案について、浪江町の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県土木部都市総室都市計画課、福島県相双建設事務所復旧・復興部復興祈念公園・海岸課又は浪江町建設課を経由して、四に掲げる期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)